

株 主 各 位

東京都台東区元浅草二丁目6番7号
太平洋興発株式会社
代表取締役社長 佐藤 幹介

第142期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第142期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る平成29年6月28日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階
秋葉原コンベンションホール
(末尾記載の「株主総会 会場ご案内」をご参照下さい。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第142期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第142期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役6名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.taiheiyo.net>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による各種経済対策等の効果により、雇用・所得環境が改善し、個人消費や民間設備投資にも持ち直しの動きが見え、緩やかな回復基調で推移しましたが、米国・欧州の政策動向等による影響が懸念されるなど、引き続き不安定な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは各事業分野において積極的な営業活動を展開し、収益基盤の強化と収益の確保に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、前期と比較し、売上高は輸入炭の販売数量が増加したこと等により、316億89百万円（前期比7.8%増）となりました。また、利益面につきましては、輸入炭の販売数量が増加したこと及びシルバー事業のコスト削減効果等により、営業利益は9億39百万円（同24.3%増）、経常利益は7億76百万円（同21.3%増）となり、特別損失の減損損失の計上が減少したこと並びに繰延税金資産の計上が増えたことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は6億38百万円（同192.5%増）となりました。

事業区分別にみた営業の概要は次のとおりであります。

事業区分	売上高	
	当期	前期
	百万円	百万円
不動産事業	2,692	2,656
商事	17,322	15,397
サービス事業	5,736	5,606
建設工事	3,897	3,679
その他の事業	2,041	2,066
合計	31,689	29,406

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は20億72百万円で、その主なものは、北海道札幌市における新規賃貸用不動産の取得であります。

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度における主な資金調達として、当社が主要な借入先より新規賃貸用不動産の取得資金として9億円、運転資金として10億円調達しております。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(6) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

(7) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期	第139期 (平成25年度)	第140期 (平成26年度)	第141期 (平成27年度)	第142期(当期) (平成28年度)
売 上 高(百万円)		30,975	30,202	29,406	31,689
経 常 利 益(百万円)		785	584	639	776
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		397	211	218	638
1株当たり当期純利益(円)		5.84	2.72	2.81	8.21
総 資 産(百万円)		37,943	35,726	36,692	37,841
純 資 産(百万円)		13,941	14,404	14,060	14,705

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 第142期の損益の状況につきましては、「I 企業集団の現況 1. 当事業年度の事業の状況」に記載したとおりであります。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	期	第139期 (平成25年度)	第140期 (平成26年度)	第141期 (平成27年度)	第142期(当期) (平成28年度)
売 上 高(百万円)		19,339	17,958	18,060	19,967
経 常 利 益(百万円)		560	419	460	418
当 期 純 利 益(百万円)		291	285	295	393
1株当たり当期純利益(円)		4.28	3.67	3.79	5.06
総 資 産(百万円)		27,209	25,809	26,989	27,554
純 資 産(百万円)		9,747	10,240	9,994	10,315

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当議決権比率	主要な事業内容
株式会社太平洋製作所	百万円 22	100%	建設工事並びに機械等の製造・修理
訓子府石灰工業株式会社	20	100	炭カル肥料等の製造販売
太平洋運輸株式会社	20	95	貨物自動車運送業
株式会社太平洋シルバーサービス	25	100	有料老人ホームの運営
太平洋石炭販売輸送株式会社	71	73	港湾揚荷役作業及び鉄道輸送業

4. 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しは、政府による経済対策等の政策推進により、雇用・所得環境が引き続き改善し、緩やかな景気回復が期待されるものの、海外経済の不確実性、世界的な地政学リスク等に注視する必要があるなど、先行きは不透明な状況で推移するものと思われます。

このような状況下、当社グループは各事業を通じて、企業の社会的責任を果たしながら、人々の豊かな暮らしの実現に貢献することを経営理念に、積極的に事業活動を推進し、各事業分野において適切な事業の選択と集中を継続して行うとともに、経営の効率化を図り、安定的な経営基盤の確立を目指してまいります。

▽不動産事業

不動産賃貸事業につきましては、保有する賃貸用不動産の高稼働率を維持し、また、今後も優良な収益物件を取得し、安定的な収益確保に努めてまいります。

マンション管理事業につきましては、競争が激化する業界で、マンション管理組合のニーズに応え既存受託物件の確保を図るとともに、新規受託物件の獲得に注力してまいります。また、管理マンションの大規模修繕工事等を受注するために、マンション管理組合への積極的な提案活動を行い利益向上に努めます。

▽商事事業

輸入炭販売事業につきましては、不安定な市況下、リスクを回避した安定的な取引を基本としてまいります。また、新分野事業として、平成31年稼働予定の石炭火力発電所（北海道釧路市）プロジェクトに参画し、新しい収益源の確保に努めます。さらに、ベトナム炭鉱向けの機器販売を促進し、収益の拡大を図ります。

船舶事業につきましては、効率配船を行い安定的な収益を確保し、新規輸送貨物の発掘にも努めてまいります。また、貨物輸送事業につきましては、既存取引の確保のほか、新しいサービスの展開とコスト削減に努め、業容拡大を目指します。

▽サービス事業

シルバー事業につきましては、入居者のニーズに合った商品の多様化を図り稼働率向上に努めるとともに、徹底したコストの見直しや効率的な施設運営を図り、収益の確保に努めてまいります。さらに、その他のサービス事業につきましても安定的な収益の確保を維持してまいります。

▽建設工事業

好調な建設工事等の受注を維持し、安定収益源としての確立を図ります。

▽その他の事業

炭カル肥料等の製造販売につきましては、仕入れコストの削減と販路の維持・拡大に努めます。また、農業用肥料の製造販売につきましては、販売数量を増加させ、収益の拡大を目指します。

なお、中期経営計画の2年目となる平成28年度は、賃貸用不動産の取得等により安定収益基盤の確立に努めました。引き続き中期経営計画に掲げた目標達成に向け、グループ一丸となり事業を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引続き温かいご理解と倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業区分	事業内容
不動産事業	マンションの分譲、戸建・住宅地の販売、マンション・ビルの賃貸及び管理、損害保険代理業、マンション・ビルの建築請負工事
商事事業	輸入炭・石油及び建築資材等の仕入販売並びに国内炭の販売受託、石炭等の仕入れに係る船舶・鉄道・貨物輸送及び揚荷役作業
サービス事業	有料老人ホームの運営、事務・技術計算の受託及びコンサルタント業、給食事業
建設工事事業	建設工事並びに機械等の製造・修理業
その他の事業	炭カル肥料・消石灰・石粉の製造販売

6. 企業集団の主要拠点等（平成29年3月31日現在）

(1) 当社

名称	所在地
本店	東京都台東区
釧路支店	北海道釧路市
札幌支店	北海道札幌市
帯広支店	北海道帯広市

(2) 重要な子会社

名称	本社所在地
株式会社太平洋製作所	北海道釧路市
訓子府石灰工業株式会社	北海道常呂郡訓子府町
太平洋運輸株式会社	北海道釧路市
株式会社太平洋シルバーサービス	東京都台東区
太平洋石炭販売輸送株式会社	東京都台東区

7. 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
860名	2名増

（注）使用人数は常勤の就業人員数を記載しており、出向者及び臨時使用人を含みません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
271名	11名増	57.8歳	8.5年

（注）使用人数は常勤の就業人員数を記載しており、出向者及び臨時使用人を含みません。

8. 主要な借入先及び借入額（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,639
株式会社北洋銀行	1,559
三井住友信託銀行株式会社	766

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の現況

1. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- | | | |
|--------------|-------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 200,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 77,834,489株 |
| | (自己株式 | 35,449株を含む) |
| (3) 株主数 | | 6,508名 |
| (4) 大株主 | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
黒 田 康 敬	2,035	2.62
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,008	2.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,639	2.11
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,560	2.01
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,560	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,526	1.96
齊 丸 千 代	1,515	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,227	1.58
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	1,223	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,092	1.40

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
* 取締役社長	佐 藤 幹 介	燃料部、不動産管理部及び内部監査統制室担当 社会福祉法人 釧路創生会理事長
常務取締役	丸 山 敏 徳	釧路支店長（兼札幌支店、帯広支店担当）
常務取締役	板 垣 好 紀	管理部門統括（兼総務部長、経理部長及び関連会社担当）
取締役	池 本 雅 明	
取締役	宮 下 怜	宮下公認会計士事務所 所長
常勤監査役	小 山 内 茂 樹	
監査役	山 田 和 雄	
監査役	因 靖 夫	

(注) 1. *印は代表取締役であります。

2. 取締役 宮下 怜氏は、社外取締役であります。

3. 監査役 山田 和雄、因 靖夫の両氏は、社外監査役であります。

4. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中における取締役の地位、担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
佐 藤 幹 介	取締役社長 燃料部及び内部監査統制室担当	取締役社長 燃料部、不動産管理部及び内部 監査統制室担当	平成28年5月13日
池 本 雅 明	常務取締役 不動産管理部担当	取締役	平成28年5月13日
丸 山 敏 徳	常務取締役 釧路支店長及び土地流動化推進 室長（兼札幌支店、帯広支店担 当）	常務取締役 釧路支店長（兼札幌支店、帯広 支店担当）	平成28年6月29日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取(うち社外取締役)	5名 (1)	68百万円 (5)
監(うち社外監査役)	3 (2)	22 (10)
合(うち社外役員)	8 (3)	90 (15)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第124期定時株主総会において月額10百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第124期定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 宮下 伶氏は、宮下公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	宮下 怜	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席しております。取締役会においては、公認会計士としての知識と見識に基づき社外取締役として、決議事項や報告事項について適宜発言を行っております。
社外監査役	山田 和雄	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、監査役会14回全てに出席しております。取締役会においては、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から発言を行っております。
社外監査役	因 靖夫	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、監査役会14回全てに出席しております。取締役会においては、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から発言を行っております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査報酬等の額について、前期の職務の執行状況、今期の監査計画・監査体制、報酬見積りの算定根拠等を確認し、妥当なもの判断し、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)

③ 処分の理由

- ・ 上記監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 法令、定款及び社会規範を遵守するために企業行動指針を制定する。

ロ. 法令遵守を徹底するため、経営トップのリーダーシップの下、「財務情報の適正性」「コンプライアンス遵守状況」「適時開示の実施状況」等を点検、改善に努める。

ハ. 内部監査部門として内部監査統制室を設置し、法令遵守体制のチェックを行う。

ニ. 総務部が主管となって、全社・グループ各社への実践周知徹底に当る。

ホ. 法令及び定款違反を防止するため内部通報制度を運用する。

ヘ. 社員が法令遵守するために社員研修等を継続して実施し啓蒙を図る。

ト. 反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たず、反社会勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役会規則、稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等。）に記録し、保存する。

ロ. 取締役、監査役並びに内部監査統制室長は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理規程に基づき業務別にリスクの洗い出しと対応策の立案を行っていく。

ロ. 実際にリスクが発生したときの対応については、グループ経営危機管理規程、自然災害対応規程などに従って取締役は損失の軽減に努める。

ハ. 取締役会はリスク管理に関する年度計画、部店計画を承認し、その計画の進捗状況の把握、改善策の指示を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役は、社員が全社的に業務目標とすべきアクションプランを期初に策定し、部店長会議にてその浸透を図る。

ロ. 取締役はアクションプランの進捗状況を3か月に1回以上の頻度で確認し、状況に応じて必要な対策を打ち、経営の目標達成と効率化を実施する。

ハ. 通常の業務に関しては、「業務分掌規程」・「職務権限規程」に則り担当業務の明確化と権限の移譲が行われ、各レベルの責任者が業務を遂行する。

⑤ 当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は関係会社取締役会において各社の業務状況、決算状況等を四半期毎に報告させ助言指導する。「関係会社管理規程」に従って関係会社は重要事項について、当社にあらかじめ関係書類の提出、報告を行う。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
関係会社は損失の危険等が発生又は発生の恐れがある場合は、直ちに当社に当該内容・当社グループに与える影響等を報告することとしている。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び関係会社は、当社グループの中期経営計画を策定し、社員への周知徹底と進捗管理を行う。

- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は関係会社担当役員を任命し、法令遵守、リスク管理の充実を横断的に推進する。具体的には、関係会社役員研修会等において、グループ全体で業務の適正を確保するための体制を構築する。また、当社内部監査統制室は関係会社の内部監査も実施し、結果と改善策を当社取締役会において報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くことができる。監査役は、当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- ロ. 当該使用人が監査役の職務を補助するために行う業務については、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
- ハ. 当該使用人の異動、評価等は監査役会の同意を得るものとする。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人は次の場合、監査役会又は監査役に報告するものとする。
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
 - ・重大な法令違反、定款違反があるとき
 - ・会社の重要な業務執行をするとき
 - ・コンプライアンス上重要な事項が発生したとき

- ロ. 当社及び子会社は監査役会又は監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととする。
- ハ. 内部監査統制室長は、内部監査の監査報告書を監査役会又は監査役に回覧する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は監査役監査基準に則り、代表取締役社長、各取締役、関係会社社長及び会計監査人との意見交換を行い、また、取締役会・部店長会議・情報開示委員会・関係会社取締役会などに出席して必要に応じて意見を述べる。
- ロ. 監査役は上記のほか、内部監査統制室長及び子会社監査役との連携を図っていく。
- ハ. 取締役は重要な決裁書類等については監査役に回付する。
- ニ. 当社は監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社は、当社及び関係会社において法令遵守の徹底を図るため、遵守状況の調査を年2回行っております。また、コンプライアンス意識の向上を図るため、当社におきましては階層別の社内研修を行い、関係会社におきましては役員等を対象としたセミナーを継続的に行っております。
- ② 当社及び関係会社におきましては、各社ごとに策定した「リスク管理規程」に基づきリスクを事前に回避するため、リスクの洗い出し、リスクへの対応策の立案・実施等リスク対策を実施しております。当社が中心となりグループリスク管理体制の構築・強化を図っております。
- ③ 当社は、当社及び当社グループの平成27年度から平成29年度までの中期経営計画を策定し、当社グループの経営方針を明確にし、当社部店長会議及び関係会社取締役会において、周知徹底・進捗管理を行っております。
- ④ 当社の監査役は、代表取締役社長、各取締役、関係会社社長、会計監査人、内部監査部門等との意見交換を定期的に行い、また、重要な会議に出席、重要な書類を閲覧するなどして、監査の実効性の向上を図っております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕	百万円	〔負債の部〕	百万円
流動資産	15,003	流動負債	10,887
現金及び預金	5,243	支払手形及び買掛金	2,457
受取手形及び売掛金	4,010	短期借入金	5,806
リース債権及びリース投資資産	934	1年内償還予定の社債	484
未成工事支出金	182	リース債務	201
商品及び製品	3,895	未払金	397
原材料及び貯蔵品	195	未払法人税等	134
前払費用	199	未払消費税等	113
繰延税金資産	137	前受金	626
その他	231	預り金	207
貸倒引当金	△27	賞与引当金	250
固定資産	22,838	その他	206
(有形固定資産)	(18,602)	固定負債	12,248
建物及び構築物	6,353	社債	1,375
機械装置及び運搬具	435	長期借入金	3,577
土地	11,656	リース債務	362
リース資産	116	受入保証金	3,649
その他	39	長期未払金	95
(無形固定資産)	(44)	繰延税金負債	38
その他	44	再評価に係る繰延税金負債	832
(投資その他の資産)	(4,192)	債務保証損失引当金	1,408
投資有価証券	1,355	退職給付に係る負債	724
長期貸付金	183	資産除去債務	175
差入保証金	2,054	その他	8
繰延税金資産	165	負債合計	23,136
その他	441	〔純資産の部〕	
貸倒引当金	△7	株主資本	12,771
資産合計	37,841	資本金	4,244
		資本剰余金	3,347
		利益剰余金	5,184
		自己株式	△3
		その他の包括利益累計額	1,404
		その他有価証券評価差額金	597
		土地再評価差額金	830
		退職給付に係る調整累計額	△23
		非支配株主持分	529
		純資産合計	14,705
		負債純資産合計	37,841

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成28年 4月1日から
平成29年 3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	31,689
売 上 原 価	27,572
売 上 総 利 益	4,117
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,177
営 業 利 益	939
営 業 外 収 益	113
受 取 利 息	3
受 取 配 当 金	24
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1
完 成 工 事 補 償 引 当 金 戻 入 額	6
不 動 産 賃 貸 料	17
そ の 他	59
営 業 外 費 用	276
支 払 利 息	192
社 債 発 行 費	15
そ の 他	68
経 常 利 益	776
特 別 利 益	19
固 定 資 産 売 却 益	18
そ の 他	0
特 別 損 失	92
固 定 資 産 売 却 損	14
固 定 資 産 除 却 損	18
減 損 損 失	58
そ の 他	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	703
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	203
法 人 税 等 調 整 額	△181
当 期 純 利 益	681
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	42
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	638

連結株主資本等変動計算書

(平成28年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,244	3,347	4,739	△3	12,327
当期変動額					
剰余金の配当			△194		△194
親会社株主に帰属する当期純利益			638		638
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	444	△0	444
当期末残高	4,244	3,347	5,184	△3	12,771

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	456	830	△42	1,244	488	14,060
当期変動額						
剰余金の配当						△194
親会社株主に帰属する当期純利益						638
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	140		19	159	40	200
当期変動額合計	140	-	19	159	40	644
当期末残高	597	830	△23	1,404	529	14,705

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数

14社

・主要な連結子会社の名称

(株)太平洋製作所 訓子府石灰工業(株) 太平洋運輸(株) (株)太平洋シルバーサービス
太平洋石炭販売輸送(株)

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

・当該会社等の名称

太平洋炭礦(株)

・子会社としなかった理由

同社は、平成14年1月の炭礦閉山に伴い、国内炭採炭事業から撤退し実質的に清算状態にあり、また、同年5月に同社の債権者との間で債務処理に関する合意が成立し、現在、同社はその合意に基づき厳正に管理されているために、有効な支配従属関係が存在していないため。

・同社の財政状態及び連結会社による投資・債権等（平成29年3月31日現在）

(イ) 財政状態

資本金 50百万円

総資産額 8,145百万円

純資産額 △1,365百万円

(ロ) 連結会社による投資・債権等

投資額 0百万円

債務保証額 6,037百万円

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. たな卸資産

・販売用不動産、未成工事支出金、商品及び製品（輸入炭）

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・その他のたな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ロ. その他有価証券
 - ・時価のあるもの
 - 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・時価のないもの
 - 移動平均法による原価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定率法
 - ただし、平成11年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～65年
機械装置及び運搬具	2年～22年
 - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（最長5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ハ. リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
 - ニ. 少額減価償却資産
 - 取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税等の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
 - 当社及び連結子会社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金
 - 当社及び連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ハ. 債務保証損失引当金
 - 債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の処理方法

為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合は特例処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 為替予約
- ヘッジ対象 外貨建仕入債務
- ・ヘッジ手段 金利スワップ
- ヘッジ対象 借入金

ハ. ヘッジ方針

主として当社のリスク管理方針に基づき、将来の為替相場及び金利変動リスクの回避のためにヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

振当処理の要件及び特例処理の要件をもって、有効性の判定に代えております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ・消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

⑦ 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「不動産賃貸料」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

⑧ 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	250百万円
リース債権及びリース投資資産	610百万円
建物及び構築物	3,371百万円
機械装置及び運搬具	26百万円
有形固定資産その他	0百万円
土地	6,490百万円
投資有価証券	207百万円
投資その他の資産その他	102百万円
計	11,059百万円

上記物件等について、支払手形及び買掛金0百万円、短期借入金3,569百万円、長期借入金3,065百万円、受入保証金14百万円、長期未払金82百万円に対して担保に供しております。

上記の担保に供している資産には、太平洋炭礦(株)の銀行借入金を担保するため物上保証に供している資産が含まれております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

減価償却累計額	15,212百万円
減損損失累計額	384百万円

(3) 偶発債務

金融機関からの借入又は取引に対する債務保証額は次のとおりであります。

太平洋炭礦(株)	6,037百万円
----------	----------

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額金については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号によるところの土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行う方法、一部については同条第5号によるところの鑑定評価による方法、ないし、同条第4号によるところの相続税路線価に合理的な調整を行う方法により算出しております。

・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価が、再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額については開示しておりません。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	77,834千株	一千株	一千株	77,834千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	34千株	1千株	一千株	35千株

(注) 普通株式の自己株式の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	194	2.5	平成28年3月31日	平成28年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成29年6月29日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	233	利益剰余金	3.0	平成29年3月31日	平成29年6月30日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各担当役員へ報告を行い、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場リスク（市場価格の変動リスク）に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主に本社及び事業所建物の賃借契約に伴い預託している敷金及び保証金であり、取引先等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、市場リスク（為替の変動リスク）に晒されております。

借入金のうち短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、市場リスク（金利の変動リスク）に晒されております。

受入保証金は、主に賃貸等不動産における賃貸契約等に基づき預託を受けている受入敷金等であり、当社グループの資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

長期未払金は、太平洋炭礦(株)より引受けた金融債務に関する未払金であります。当社グループの資金調達に係る流動性リスクに晒されているほか、一部の市場価格（金利）の変動に伴う市場リスクに晒されております。

これら営業債務、借入金、受入保証金及び長期未払金の金銭債務は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスク及び市場リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現 金 及 び 預 金	5,243	5,243	－
(2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金	4,010	4,010	－
(3) 投 資 有 価 証 券	1,283	1,283	－
(4) 差 入 保 証 金	2,054	1,973	△80
資 産 計	12,591	12,510	△80
(5) 支 払 手 形 及 び 買 掛 金	2,457	2,457	－
(6) 短 期 借 入 金 (1年内返済予定の長期借入金を除く)	4,787	4,787	－
(7) 社 債 (1年内償還予定の社債を含む)	1,859	1,841	△18
(8) 長 期 借 入 金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	4,596	4,609	13
(9) 受 入 保 証 金	3,649	3,557	△91
(10) 長 期 未 払 金	95	89	△5
負 債 計	17,445	17,342	△102

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

対象資産について、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債 (5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債（1年内償還予定の社債を含む）、(8) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、(9) 受入保証金、(10) 長期未払金

対象負債について、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非 上 場 株 式	71

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. その他

上記以外の連結貸借対照表に計上されている金融債権・債務につきましては、総資産に対する重要性が乏しいため、注記を省略しております。

なお、連結注記表 3. 連結貸借対照表に関する注記「(3) 偶発債務」において掲記している太平洋炭礦(株)に関する債務保証の総額（債務保証損失引当金控除前）、時価及びその差額は次のとおりであります。

総額	7,445百万円
時価	7,110百万円
差額	△335百万円

4. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,233	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,010	—	—	—
差入保証金	939	805	23	284
合 計	10,183	805	23	284

5. 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を除く)	4,787	—	—	—	—	—
社債 (1年内償還予定の社債を含む)	484	442	236	236	461	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,018	1,059	703	437	352	1,025
合 計	6,290	1,501	939	673	813	1,025

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の関係会社では、東京都その他の地域において、賃貸施設等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は923百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、減損損失は9百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：百万円）

		当連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
連結貸借対照表計上額	期首残高	12,107
	期中増減額	1,298
	期末残高	13,406
期末時価		15,797

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加額は賃貸用マンション等の取得（1,624百万円）であり、主な減少額は減価償却費及び減損損失等（225百万円）であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額、その他物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 182円22銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 8円21銭

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第142期定時株主総会に株式併合に係る議案を付議し、同株主総会において株式併合に係る議案が承認されることを条件に単元株式数の変更並びに定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、また、株主の皆様の権利に出来る限り影響を及ぼすことがないように、株式の併合を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもちまして、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数を基準に、普通株式10株を1株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数（平成29年3月31日現在）

株式併合前の発行済株式総数	77,834,489株
株式併合により減少する株式数	70,051,041株
株式併合後の発行済株式総数	7,783,448株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産 1,822円18銭

1株当たり当期純利益 82円13銭

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕	百万円	〔負債の部〕	百万円
流動資産	9,034	流動負債	6,961
現金及び預金	2,494	支払手形	62
売掛金	1,964	買掛金	666
リース債権	624	短期借入金	4,342
リース投資資産	149	1年内返済予定の長期借入金	822
商品及び製品	3,553	1年内償還予定の社債	373
原材料及び貯蔵品	28	リース債務	74
前払費用	175	未払金	136
繰延税金資産	40	未払法人税等	78
未収入金	11	前受金	219
その他	5	預り金	46
貸倒引当金	△15	賞与引当金	83
固定資産	18,520	その他	55
(有形固定資産)	(14,420)	固定負債	10,276
建物	5,058	社債	911
構築物	171	長期借入金	3,226
機械及び装置	107	受入敷金保証金	3,211
船舶	4	リース債務	109
工具、器具及び備品	6	長期未払金	86
土地	9,053	繰延税金負債	143
リース資産	17	再評価に係る繰延税金負債	832
(無形固定資産)	(27)	退職給付引当金	276
ソフトウェア	17	資産除去債務	18
リース資産	1	債務保証損失引当金	1,408
その他	9	関係会社業損失引当金	50
(投資その他の資産)	(4,071)	その他	0
投資有価証券	1,171	負債合計	17,238
関係会社株式	387	〔純資産の部〕	
出資金	1	株主資本	8,949
従業員に対する長期貸付金	12	資本	4,244
関係会社長期貸付金	85	資本剰余金	3,336
長期前払費用	28	資本準備金	1,894
敷金及び保証金	2,047	その他資本剰余金	1,442
保険積立金	341	利益剰余金	1,373
その他	2	利益準備金	5
貸倒引当金	△5	その他利益剰余金	1,367
資産合計	27,554	繰越利益剰余金	1,367
		自己株式	△3
		評価・換算差額等	1,366
		その他有価証券評価差額金	535
		土地再評価差額金	830
		純資産合計	10,315
		負債純資産合計	27,554

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	19,967
売上原価	17,335
売上総利益	2,631
販売費及び一般管理費	2,179
営業利益	452
営業外収益	193
受取利息	6
受取配当金	143
貸倒引当金戻入額	3
完成工事補償引当金戻入額	6
関係会社事業損失引当金戻入額	20
雑収入	13
営業外費用	227
支払利息	171
社債発行費	12
雑損	43
経常利益	418
特別利益	3
固定資産売却益	3
特別損失	9
固定資産除却損	9
その他	0
税引前当期純利益	412
法人税、住民税及び事業税	100
法人税等調整額	△81
当期純利益	393

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成28年 4月1日から
平成29年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,244	1,894	1,442	3,336	5	1,168	1,173
当期変動額							
剰余金の配当						△194	△194
当期純利益						393	393
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	199	199
当期末残高	4,244	1,894	1,442	3,336	5	1,367	1,373

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3	8,750	413	830	1,243	9,994
当期変動額						
剰余金の配当		△194				△194
当期純利益		393				393
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			122		122	122
当期変動額合計	△0	198	122	－	122	321
当期末残高	△3	8,949	535	830	1,366	10,315

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

③ たな卸資産

・商品及び製品（輸入炭を除く）、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・販売用不動産、商品及び製品のうち輸入炭、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成11年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～65年

機械装置 5年～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（最長5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

④ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税等の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- ④ 債務保証損失引当金
債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- ⑤ 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の処理方法
為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合は特例処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段 為替予約
 - ヘッジ対象 外貨建仕入債務
 - ・ヘッジ手段 金利スワップ
 - ヘッジ対象 借入金
- ③ ヘッジ方針
主として当社のリスク管理方針に基づき、将来の為替相場及び金利変動リスクの回避のためにヘッジを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
振当処理の要件及び特例処理の要件をもって、有効性の判定に代えております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- (6) 追加情報
(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金(定期預金)	200百万円
リース債権	624百万円
建物	3,069百万円
構築物	8百万円
機械及び装置	23百万円
土地	5,843百万円
投資有価証券	207百万円
敷金及び保証金	1,980百万円
保険積立金	102百万円

・担保付債務

買掛金	0百万円
短期借入金	2,422百万円
1年内返済予定の長期借入金	668百万円
長期借入金	2,973百万円
受入敷金保証金	1,995百万円
長期未払金	82百万円

上記の担保に供している資産には、太平洋炭礦(株)の銀行借入金を担保するため物上保証に供している資産が含まれております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

減価償却累計額	6,455百万円
減損損失累計額	124百万円

(3) 偶発債務

① 金融機関からの借入又は取引に対する債務保証額は次のとおりであります。

太平洋炭礦(株)	6,037百万円
----------	----------

② 関係会社である訓子府石灰工業(株)及び太平洋フーズ(株)の賃貸借契約2件について、賃借人である訓子府石灰工業(株)及び太平洋フーズ(株)の支払賃料債務不履行に対して連帯保証を行っております。なお、当事業年度末における支払賃料の延滞はありませんので、保証債務残高は開示しておりません。

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	96百万円
② 短期金銭債務	34百万円
③ 長期金銭債務	2,247百万円

(5) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額金については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号によるところの土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行う方法、一部については同条第5号によるところの鑑定評価による方法、ないし、同条第4号によるところの相続税路線価に合理的な調整を行う方法により算出しております。

・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価が、再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額については開示しておりません。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	1,291百万円
② 仕入高	877百万円
③ 営業取引以外の取引高	129百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	34千株	1千株	一千株	35千株

(注) 普通株式の自己株式の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		25百万円
貸倒引当金		5百万円
退職給付引当金		82百万円
未払事業税		10百万円
減価償却超過額		0百万円
投資有価証券評価減		153百万円
減損損失		233百万円
債務保証損失引当金		418百万円
資産除去債務		5百万円
関係会社事業損失引当金		14百万円
その他		8百万円
繰延税金資産小計		957百万円
評価性引当額		△834百万円
繰延税金資産合計		123百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△226百万円
その他		△0百万円
繰延税金負債合計		△226百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額		△103百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱太平洋 シルバー サービス	東京都 台東区	25	有料老 人ホー ム	所有 直接 100.00	事業用資 産の賃貸	事業用資 産の賃貸 に伴う保 証金の受 け入れ	—	受入敷金 保証金	2,130
						役員の兼任	賃貸料の 收受 (注①)	618	前受金	51

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の容内又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
当社役員	佐藤 幹介	-	-	当社代表取締役	被所有直接0.35	被債務保証	当社の引に被証受対債務保証(注④)	82	-	-

(注) 1. 上記(1) (2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 賃貸料の收受については、市場動向や取引事例等を勘案し、取引先と交渉のうえ決定しております。
- ② 資金の貸付における取引金額は貸付金の回収によるものであります。
- ③ 資金の貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。
- ④ 当社は引受債務に対して上記取締役より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 132円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 5円6銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第142期定時株主総会に株式併合に係る議案を付議し、同株主総会において株式併合に係る議案が承認されることを条件に単元株式数の変更並びに定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするために、また、株主の皆様の権利に出来る限り影響を及ぼすことがないように、株式の併合を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数を基準に、普通株式10株を1株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数（平成29年3月31日現在）

株式併合前の発行済株式総数	77,834,489株
株式併合により減少する株式数	70,051,041株
株式併合後の発行済株式総数	7,783,448株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産 1,325円98銭

1株当たり当期純利益 50円59銭

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

太平洋興発株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指有限責任社員 公認会計士 唐 澤 正 幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太平洋興発株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太平洋興発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

太平洋興発株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指有限責任社員 公認会計士 定留尚之 ⑩
業務執行社員

指有限責任社員 公認会計士 唐澤正幸 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太平洋興発株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも継続的な内部統制システムの整備・充実が重要と考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

太平洋興発株式会社 監査役会
 常勤監査役 小山内 茂 樹 ⑩
 社外監査役 山 田 和 雄 ⑩
 社外監査役 因 靖 夫 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化を図り安定的な経営基盤の確立を目指し、株主の皆様に対して安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3.0円 配当総額は233,397,120円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、また、株主の皆様のご権利に出来る限り影響を及ぼすことがないように、株式の併合を行うものであります。

2. 併合の割合

普通株式10株を1株の割合をもって併合いたします。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合がその効力を生ずる日

平成29年10月1日

4. 併合する株式の内容

普通株式

5. 効力発生日における発行可能株式総数

現在の2億株から2千万株に変更いたします。

6. 併合内容とその影響について

平成29年10月1日をもちまして、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数を基準に、普通株式10株を1株の割合をもって併合いたします。株式併合により、発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、実施前後での純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は10倍となります。このため株式市況などその他の変動要因を除き、ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

7. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、当社発行済株式総数の減少を勧案し、現行定款第5条に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるものであります。
- (2) 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第7条を変更するものであります。
- (3) 本定款の一部変更の効力は、第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が生じる旨の附則を設け、本附則はその効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第4条 (条文省略) 第2章 株式	第1条～第4条 (現行通り) 第2章 株式
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千万株</u> とする。
第6条 (条文省略)	第6条 (現行通り)
第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第8条～第47条 (条文省略)	第8条～第47条 (現行通り)
(新設)	附則 <u>本定款第5条及び第7条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成29年10月1日の経過後、これを削除する。</u>

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	板垣好紀 (昭和35年5月3日生)	昭和59年4月 当社 入社 平成10年10月 当社 総務部総務課長 18年10月 当社 総務部長 19年6月 当社 取締役 27年6月 当社 常務取締役管理部門統括 (兼総務部長、経理部長及び関連会社担当) (現在に至る)	78千株
2	池本雅明 (昭和32年1月25日生)	昭和54年4月 当社 入社 平成7年4月 当社 札幌支店企画営業二課長 16年12月 当社 事業開発部長 17年6月 当社 取締役釧路支店長及び事業開発部長 19年6月 当社 常務取締役 28年5月 当社 取締役 29年5月 当社 取締役(不動産管理部担当) (現在に至る)	89千株
3	猿子満彦 (昭和28年4月28日生)	昭和47年9月 株式会社太平洋製作所 入社 平成5年4月 同社 鉱山部調査課課長 16年4月 同社 プラント部部长 18年5月 同社 取締役 21年5月 同社 常務取締役 23年4月 訓子府石灰工業株式会社 代表取締役 29年5月 株式会社太平洋トータルシステム 代表取締役 (現在に至る)	31千株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	やまもと たかし 山本 崇 (昭和32年3月10日生)	平成元年4月 当社 入社 12年4月 当社 釧路支店開発課長 19年12月 当社 事業開発部長 26年10月 当社 札幌支店長 (現在に至る)	23千株
5	たか せ さとし 高瀬 聡 (昭和32年8月31日生)	昭和56年4月 太平洋炭礦株式会社 入社 56年7月 当社 移籍 平成11年4月 当社 燃料部石炭営業課長 18年10月 当社 燃料部長 (現在に至る)	39千株
6	みや した さとる 宮下 怜 (昭和19年10月22日生)	昭和42年4月 公認会計士 本間事務所 入所 44年2月 監査法人 池田昇一事務所 入所 57年5月 同 代表社員 62年4月 センチュリー監査法人 代表社員 *センチュリー監査法人と合併 平成12年4月 監査法人 太田昭和センチュリー 代表社員 *太田昭和監査法人と合併 (現 新日本有限責任監査法人) 14年6月 同 常任理事 21年6月 同 退職 21年7月 宮下公認会計士事務所 所長(現任) 27年6月 当社 取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 宮下公認会計士事務所 所長	7千株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 宮下 怜氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮下 怜氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として豊富な専門的な知識・経験を有しており、また、新日本有限責任監査法人において法人経営に深く関与する立場である常任理事を務められるなど、当社において業務執行の監督等に十分な役割を發揮していただけると考え社外取締役候補者としております。

4. 宮下 怜氏は、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は宮下 怜氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、会社法第425条第1項に定める額としております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は宮下 怜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会 会場ご案内

会場 東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階
秋葉原コンベンションホール

交通 J R : 秋葉原駅 電気街口から徒歩約1分
地 下 鉄 : 日比谷線秋葉原駅 3番出口から徒歩約4分
銀座線末広町駅 2番または3番出口から徒歩約3分
つくばエクスプレス : 秋葉原駅 A1出口から徒歩約3分



*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用下さいようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。